

皆さん、こんにちは。青森市勝田で会計事務所を経営している、公認会計士・税理士の西谷俊広です。

今回から何回かにわたって、医師と歯科医師が税務調査で重点的にチェックされる事項についてお話しします。第1回目の今回は、家事関連費についてです。

税務調査の際に、最も多く指摘されるのが家事関連費です。これは、所得計算をするときに必要経費とならない支払いのことです。典型的なの

医業

学ぶ

知る

税務

は、自宅と医院が同一の場所にある場合で、水道光熱費や固定資産税、損害保険料などが一つの請求書で届きますが、その支払いのうち自宅分が該当します。というのは、個人の生活費に相当する部分は、当然ながら事業の必要経費としては認められないからです。この場合、自宅分と医院分をどのように案分するか問題となります。固定資産税であれば総額を面積で按分して、事業に要する部分だけ必要経費に計上するのが適切でしょう。水道光熱費は使用料により区分します。問題にならないように、予めメーターを別々に設置しておくのも有効です。

その他、よく問題となる家事関連費として以下のものがあります。

○接待交際費
所得税法で必要経費として認められる接待交際費は、業務の遂行に「直接」必要があるものでなければなりません。そのため、単なる知人とか懇意にしている相手というだけでは必要経費にはなりません。大学の同窓会の経費や

が、客観的には事業遂行上「直接」必要とは認められないといえるでしょう。

ドクターはどちらかという「ことの方が多い職業である」と、接待「する」よりも接待「される」ことの方が多い職業です。多額の飲食代を接待交際費として計上するケースは稀といえましょう。飲食代につ

の現場では調査官の心証に左右される部分も否定できません。資料がきちんとそろっていると、調査官の心証もよくなります。

○旅費交通費
学会の参加費用は必要経費になりますが、学会の参加に合わせて観光するケースや家族を連れて行くケースがあります。このような場合は、全額を必要経費とするのではなく、必要経費に該当する部分と家事関連費に該当する部分に分ける必要があります。具体的には、観光に必要な追加の宿泊費や旅費、家族分の宿泊費や旅費は必要経費となりません。海外渡航の場合も同様ですが、国際会議など夫婦同伴のパーティー

が予定されている場合は、配偶者の宿泊費や旅費も必要経費として認められます。学会の日程表や資料はきちんと保管しておくことをおすすめしています。

今月のテーマ

税務調査のポイント その1

同業者とのゴルフについても、事業に直接必要がなければ必要経費とは認められません。

ゴルフコンペについては、同業者同士の情報交換など業務遂行上の面と、同業者との親睦の面との両方があります。事業に何らかの利益をもたらすことは否定できません

いては、領収書を保存することとは勿論ですが、領収書の裏に相手先と人数、事業との関連性をきちんとメモ書きで残しておきましょう。また、研修会についてはレジュメを残しておきましょう。お中元、お歳暮についてもどこに発送したかを一覧で保管しておくようにしましょう。税務調査

筆者紹介



西谷俊広(にしやとしひろ)。公認会計士、税理士。昭和43年青森市生まれ。函館ラサール高校卒、東京外国語大学英米科卒、監査法人トーマツ勤務、国際協力銀行勤務を経て平成13年に帰青。西谷律男税理士事務所、三浦公武税理士事務所、阿部税理士税理士事務所を継承し現在に至る。平成28年6月より、みちのく銀行社外等取締役(現任)。